

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	大分市 固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大分市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分市長

公表日
令和6年11月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税賦課事務
②事務の概要	1. 土地・家屋調査・評価業務 2. 償却資産調査・評価業務 3. 宛名管理業務 4. 固定資産税の課税及び、納税通知書発送業務 5. 証明書等の発行
③システムの名称	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、固定資産税GIS、家屋評価システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム、国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供)なし(情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市役所 財務部 資産税課 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	資産税課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
特になし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市役所 財務部 資産税課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問い合わせ先電話番号 097-537-5610
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が		＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれている場合は、機密文書として溶解処分している。等 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	資産税課長 原田 正徳	資産税課長 安部 敏和	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、償却資産税システム、税額変更システム、税総合システム、住登外/宛名システム、固定資産税GIS、家屋評価システム	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住登外/宛名システム、固定資産税GIS、家屋評価システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム	事前	重要な変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	資産税課長 安部 敏和 情報政策課長 佐藤 善信	資産税課長 小野 正人 情報政策課長 林 浩一	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成29年4月24日	IIしきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成29年4月24日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成31年1月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	資産税課長 小野 正人 情報政策課長 林 浩一	資産税課長 情報政策課長	事後	
令和3年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住登外/宛名システム、固定資産税GIS、家屋評価システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、固定資産税GIS、家屋評価システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム	事前	最新の情報に更新
令和3年1月4日	IIしきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和3年1月4日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和3年7月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の第16の項	番号法第9条第1項 別表第一の第24の項	事前	事前通知事項
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	(情報照会)番号法第19条第7号 別表第二の27の項	(情報照会)番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事前	事前通知事項
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第24の項	番号利用法第9条第1項 別表24の項	事後	重要な変更に該当しない (番号利用法等の一部改正による)
令和6年11月7日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会)番号法第19条第8号 別表第二の27の項	(情報照会)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	重要な変更に該当しない (番号利用法等の一部改正による)
令和6年11月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住登外/宛名システム、固定資産税GIS、家屋評価システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住登外/宛名システム、固定資産税GIS、家屋評価システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム、国税連携システム	事前	重要な変更
令和6年11月7日	IIしきい値判断項目 1対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	30万人以上	10万人以上30万人未満	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	IIしきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	IIIしきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価書及び全項目評価書の実施が義務付けられる	基礎項目評価書及び重点項目評価書の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更
令和6年11月7日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	提出する特定個人情報保護評価書の種類の変更
令和6年11月7日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	実際の運用に沿った修正
令和6年11月7日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	—	事後	実際の運用に沿った修正